

# 部活動育成会会則

## 第1章 名称

第1条 本会は、関市立関商工高等学校部活動育成会と称し、事務局を関市立関商工高等学校に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は、関市立関商工高等学校の部活動の育成を目的とする。

## 第3章 事業

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に該当する各部の必要とする費用を補助する。

- 1 市費対象外で特に部活動振興に必要な活動費及び施設・設備の完備、保全の費用
- 2 各大会に出場する部の遠征費
- 3 学校長が認めた対外練習試合など部活動強化にかかる費用
- 4 その他必要と認めた場合の経費

## 第4章 会員

第4条 本会の会員は、関市立関商工高等学校に在籍する生徒の保護者とする。

## 第5章 役員

第5条 本会には、次の役員を置く。

- 1 名誉会長 1名（校長）
- 2 会長 1名（保護者）
- 3 副会長 3名（保護者）
- 4 理事 若干名（保護者）・5名（副校長・事務長・全日制教頭・定時制教頭）
- 5 庶務 1名（保護者）・1名（職員）
- 6 会計 1名（保護者）・1名（職員）
- 7 監査 2名（保護者）・1名（職員）

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 名誉会長は、会長の諮問に応じ意見を述べる。
- 2 会長は、本会を代表し、会務をつかさどり、役員会及び総会を招集する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその仕事を代行する。
- 4 理事は、会長の諮問に応じるとともに会長の指示によって、本会の仕事を分担する。
- 5 庶務は、本会の庶務を担当し、記録を保存する。
- 6 会計は、本会の会計事務を担当する。
- 7 監査は、当該年度の会計を監査し、役員理事会及び総会に報告する。

第7条 役員は、次の方法で選出する。

- 1 役員は、関市立関商工高等学校 PTA 規約第 14 条 3 の規定による役員候補者選考委員会の推薦により選出し、総会の承認を受けて決定する。
- 2 名誉会長は、関商工高等学校長をもって当てる。
- 3 会長は、関商工高等学校 PTA 会長をもって当てる。
- 4 理事は、若干名を置く。ただし、5名は学校職員をもって当てる。
- 5 庶務・会計の1名は、学校職員をもって当てる。
- 6 役員の仕事は1年とし、再選を妨げない。

## 第6章 機関

第8条 本会は、次の機関を置く。

- 1 総会、役員会
- 2 役員会は、会長、副会長、理事、庶務、会計をもって構成する。

第9条 総会は、年1回開き、次の事項を審議、議決又は承認する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

- 1 会則の制定又は改廃に関する事。
- 2 本会の事業及び予算・決算に関する事。

3 役員承認に関する事。

4 その他必要な事項。

第10条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、本会の運営に必要な事項を協議する。

第11条 総会に付議すべき事項で、緊急を要する場合は、役員会で代行することができる。ただし、次期総会において承認を得なければならない。

### 第7章 会計

第12条 本会の経費は、会費、補助金及び寄付金をもって充てる。

1 育成会員の会費は別表の通りとする。

2 会長は、貧困、災害その他特別な理由により、会費の納入が困難と認められるときは、会費の全部もしくは一部を免除することができる。

3 本校職員は免除とする。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第8章 会則の改正

第14条 本会則は、総会の決議を経なければ改正することができない。

### 第9章 雑則

第15条 本会則の会計及び庶務に関し、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

#### 附 則

本会則は、平成7年4月1日より施行する。

本会則は、平成22年4月1日より一部改正し施行する。

本会則は、令和2年4月27日より一部改正し施行する。

本会則は、令和7年4月1日より一部改正し施行する。

別表（第12条関係）

区分／種別	部活動育成会費 (1人年額)
全日制課程	20,400円
定時制課程	1,200円